

下越福祉行政組合条例第 3 号

下越福祉行政組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

下越福祉行政組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年新潟県下越福祉厚生施設一部事務組合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書を削り、同条第 2 項中「別表第 3 のとおりとする」を「新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和57年新発田市条例第 8 号）の例による」に改める。

別表第 3 を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。